

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名	金融庁
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税    その他（    ）		
要望項目名	マイナンバー制度の活用による投資家の利便性向上		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          社会保障・税番号制度（マイナンバー）とは、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度である。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>○ NISA口座開設時の重複口座確認については、マイナンバーを用いることとし、口座開設時における住民票の写し等の提出を不要とすること          （要望項目6「NISAの拡充・利便性向上」においても要望）</p> <p>○ 確定申告書への添付を義務付けられている一定の税務書類（特定口座年間取引報告書、配当の支払通知書等）について、添付義務を免除すること          ※ 同内容の書類が、別途、金融機関から税務署に提出されており、マイナンバーを付すことにより、税務署において申告書と突合することが可能となる。</p> <p>○ 番号カードを使用したオンライン上の公的個人認証による税法上の本人確認を認めること</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第35条の3の2、地方税法施行令附則第18条の6の2、租税特別措置法第37条の14、租税特別措置法施行令第25条の13、所得税法第120条、所得税法第224条、所得税法施行例第337条、所得税法施行規則第81条の6</p>		
減収見込額	<p>[初年度]      —      ( — )      [平年度]      —      ( — )</p> <p>[改正増減収額]      —      (      )      (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的          個人投資家の市場への参加拡大を図る観点から、投資家の税務手続における事務負担等を軽減すること。</p> <p>(2) 施策の必要性          個人投資家のすそ野拡大を図る観点からは、投資家の利便性向上が重要であるところ、マイナンバー制度の導入により、これを利用して税務執行を阻害せずに手続の簡素化を図ることが可能となる。          なお、マイナンバー制度を活用し、投資に係る各種税務手続の簡素化を図ることは同制度の基本理念にも適う。</p> <p>(参考) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 抜粋          (基本理念)          第三条第二項          個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		
		ページ	1—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>「世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)・抄</p> <p>Ⅲ－３. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現</p> <p>(1) 利便性が高い電子行政サービスの提供</p> <p>(前略) 個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、(中略) 実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。</p>
	政策の達成目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	新規要望のため、該当せず。
有効性	要望の措置の適用見込み	4,575万人(平成25年度 個人株主数の延べ人数) (出典) 東京証券取引所等「平成25年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、制度の活用により投資家の利便性向上を図るものであり、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、制度の活用により投資家の利便性向上を図るものであり、妥当である。
	ページ	1—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新規要望のため該当せず。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>対象外</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新規要望のため該当せず。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新規要望のため該当せず。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>N I S Aの口座開設手続簡素化は、平成 26 年度税制改正要望においても要望。</p>
<p>ページ</p>	<p>1—3</p>